

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (子育て支援課)

### 告 示

○形質変更時要届出区域の指定 (環境対策課)

○保安林の指定の解除の予定 (森林整備課)

○昭和五十六年宮城県告示第七百十九号(水防法第四条の規定による水防管理団体の指定)の一部改正 (河川課)

○土地改良区の定款変更の認可 (大河原地方振興事務所)

○土地改良区役員の住所変更の届出 (仙台地方振興事務所)

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所)

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (警察本部会計課)

○宮城県規則第百九号

## 規 則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

## 告 示

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。  
第十七条第二項、第四十三条第一項、第七十一条第三項、第七十七条第一項及び第八十五条中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。  
附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

○宮城県告示第七百八十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。  
平成二十八年九月二十七日

一 形質変更時要届出区域  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 気仙沼市朝日町七番五、八番一、九番、十番一、十番二、十番三、十三番一、十三番二、十三番三、十三番四、十八番三、二十番十一、二十番十二

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

○宮城県告示第七百八十七号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年九月二十七日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所  
岩沼市寺島字川向四五の五二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

三 解除の理由  
飛砂の防備

指定理由の消滅